

環境委員会参考資料

令和6年7月18日

## バス乗車料金の不適切な取扱いについて

交 通 局

## 目 次

### 1 事案概要等

- (1) 事案概要
- (2) 当該職員への聴取等
- (3) 被害額の算定及び乗車料金の着服の方法
- (4) 処分の内容

### 2 被害への対応

### 3 再発防止に向けた取組

- (1) 乗車料金の取扱い
- (2) 運転手への研修

交通局自動車部鷺ヶ峰営業所のバス運転手によって、不適切な金銭の取扱いを行っていたことが判明し、令和6年7月12日に当該職員を懲戒免職といたしました。

この度の件に関しまして、市民やお客様の信頼を裏切ることになったことを、心よりお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことを発生させないよう、交通局全職員が一丸となって取り組み、信頼回復に努めてまいります。

令和6年7月18日

交 通 局

## 1 事案概要等

### (1) 事案概要

令和4年10月8日、鷺ヶ峰営業所宛てに電話にて、本件とは別件の問合せがあり、ドライブレコーダーの映像記録を確認したところ、当該職員（鷺ヶ峰営業所の男性運転手（当時46歳））が、お客様が料金箱に乗車料金として現金を投入すると同時に、同料金箱の操作盤を操作し、釣銭受けに釣銭（硬貨）を排出させ、排出させた硬貨を手で取り、当該職員が着座する運転席の座面に置き、その後、運転席の右下に置いていた私物のバッグに収納する様子を確認した。

### (2) 当該職員への聴取等

#### ア 実施回数 8回

令和4年10月11日（対面）  
令和4年10月12日（対面）  
令和4年10月14日（電話）  
令和4年10月18日（電話）  
令和4年11月17日（対面）  
令和5年 2月22日（対面）  
令和6年 3月 1日（対面）  
令和6年 4月 8日（書面）

#### イ 主な供述

(ア) 令和4年10月11日

- 料金箱から排出させた硬貨は、乗車料金の誤收受等により、乗務員用釣銭からお客様に返金したことにより生じる不足に充てたものであって、私的に流用したのではない。

(イ) 令和4年11月17日

- お客様が料金箱に投入した現金の半額を釣銭受けに排出し、それを手で掴み、足元に置いた私物のバッグに収納する行為（以下、「当該行為」という。）をした。
- 当該行為を始めた時期は、覚えていない。
- 乗務員用釣銭に不足が生じた場合は、営業所の事務職員に報告し、補充を受けべきことを認識していたが、これが手間であり怠っていた。
- 当該行為により、乗務員用釣銭が規定の金額（10,300円）を超過することはなかった。
- 当該行為により排出させた10円硬貨は、全て料金箱に戻し、100円硬貨のみを乗務員用釣銭の不足に充てていた。
- お客様に返金した金額は、手書きのメモにより管理し、補充後はメモを破棄していた。
- 10月1日以降は、お客様への返金はなかったが、9月30日以前から生じていた不足を補充するために当該行為を続け、10月11日に10,300円の補填を終え、不足がなくなった。

(ウ) 令和6年 3月 1日

- 料金箱から排出させた硬貨を大量に所持していると嵩張るため、既定の金額を所持していればよいとの認識から、紙幣に両替することがあった。
- 運転席の右下に置いた私物のバッグに収納していた小物入れ（ドライブレコーダーの映像記録より）の用途等について、何ら思い当たらない。

(エ) 令和6年 4月 8日

- 私物のバッグには、小銭入れ及び小物入れを収納しており、これに料金箱から排出させた硬貨を収納していた。
- 不足の補充について、営業所の窓口を敬遠していたのは、面倒だからではなく、事務職員が忙しそうにしている様子がよく見られ、遠慮をしていたことによる。
- 領得との認識は一切ない。

### (3) 被害額の算定及び乗車料金の着服の方法

#### ア 乗車料金着服の期間及び被害金額

上記問合せを受けて、当該職員が乗務していたバス車両のドライブレコーダーの映像記録を可能な限り遡及して確認したところ、令和4年9月28日から同年10月11日までの間（以下、「当該期間」という。）において、常習的に当該行為を繰り返し、また、同映像記録と当該職員が乗務していたバス車両の料金箱データを照合させたところ、8日間にわたり合計21回当該行為に及び、合計2,140円であった。

このことについて、さらに、当該職員の説明等を踏まえて検討した結果、当該行為により2,140円を着服していたものと判断した。

#### イ 乗車料金の着服方法

現金（210円もしくは220円）で乗車するお客様が乗車料金を投入するのと同様に、料金箱の操作パネルにある「敬老」のボタンを押すことで、料金設定を110円に操作し、結果、釣銭として払い出される現金（100円もしくは110円）を手取りしていたもの。

なお、令和4年10月1日に料金改定を行ったため、この前後において、お客様が投入する乗車料金及び釣銭として払い出される金額が異なっている。

### (4) 処分の内容

本件は、当該期間において、反復継続的に、お客様が支払う乗車料金を手取りし、着服していたものであり、その動機として、当該職員は、乗務員用釣銭の補充を目的とした行為であったとするものの、その説明内容と実際の行動や記録との統一性や整合性が不十分であり、乗務員用釣銭の管理の正確性、客観性が大いに欠如しているものである。

また、当該職員は、バス車両の運転手が運行中は一人であって、現金を全て自らが管理し得る立場にあることを利用して、繰り返し乗車料金の一部を取得しており、悪質なものである。

さらに、当該行為は、当局にとどまらず、川崎市、さらにはバス事業に対する信用を著しく失墜させる、極めて不適切かつ身勝手な非違行為であることなどから、各所に甚

大な結果、影響等を及ぼし、その責任は極めて重大である。

加えて、当該職員は、自らが乗務するバス車内において、停留所及び営業所構内での時間調整中に携帯電話を複数回にわたり使用し、また、食事を取るといった服務規律違反を惹起した。

当局の懲戒処分について、処分量定の標準では、「公金又は公物を横領した。」及び「公金又は公物を窃取した。」ことは「免職」としている。

以上のことにより、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、懲戒処分として、令和6年7月12日に免職とした。

併せて、管理監督者について、本件当時の鷲ヶ峰営業所長を局長文書訓戒、同副所長を局長文書注意とした。

なお、本件について、当該職員は、一貫として横領の意思はないとしていることから、当局は、ドライブレコーダーの映像記録等から当該行為について繰り返し検証し、また、弁護士への相談を複数回にわたり実施するなど、非違行為の認定等、所掌の手續において、相当の期間を要することとなったものである。

## 2 被害への対応

本件に係る調査を進める中で、神奈川県宮前警察署に対応を事前に相談しており、免職を決定した後、令和6年7月10日に被害届を提出し、同日付けで受理された。

## 3 再発防止に向けた取組

### (1) 乗車料金の取扱い

#### ア 乗務員用釣銭の貸与を廃止

本件を受けて、令和5年9月1日から乗務員用釣銭の貸与を廃止

なお、同日以降、高額紙幣については、他の乗客に両替を依頼することとし、誤乗車等、乗客に返金が生じる場合については、管理課から返金等を受けることとしている。

#### イ 料金箱の機能を改修

本件を受けて、釣銭の有無を音で判別できるよう、令和6年3月31日までに、料金箱の機能を改修

### (2) 運転手への研修

適正な乗車料金の取扱いについて、新規採用職員研修で徹底するとともに、採用後における運転手定期研修等においても、公金の意義や処分事例を含めた指導を行うことで、継続的な注意喚起・指導を行うとともに、不祥事防止に係る意識を向上させる取組を進める。

(本件にかかわる主な経過)

- 令和4年10月11日 事情聴取（1回目）、ドライブレコーダーの映像記録及び料金箱データ等の検証を開始
- 令和4年10月12日 事情聴取（2回目）
- 令和4年10月14日 事情聴取（3回目）
- 令和4年10月18日 事情聴取（4回目）
- 令和4年11月17日 事情聴取（5回目）
- 令和5年 2月22日 事情聴取（6回目）
- 令和5年 7月27日 ドライブレコーダーの映像記録及び料金箱データ等の再検証を開始
- 令和5年12月20日 神奈川県宮前警察署にて、被害届等に係る相談
- 令和6年 3月 1日 事情聴取（7回目）、弁明聴取（1回目）
- 令和6年 3月12日 当該職員（代理人弁護士）から、弁明聴取（1回目）に係る対応の是非等に係る通知を受領
- 令和6年 4月 1日 当該職員から、証拠等の開示を求める旨の文書を受領
- 令和6年 4月 8日 弁明聴取（2回目）
- 令和6年 7月 2日 川崎市交通局職員懲戒分限等審査委員会を経て、当該職員への懲戒免職処分を決定
- 令和6年 7月10日 神奈川県宮前警察署宛てに、被害届を提出
- 令和6年 7月12日 処分発令

※ 本件について、当該職員は、一貫として横領の意思はないとしていることから、当局は、当該期間のドライブレコーダーの映像記録等から当該行為について繰り返し検証し、また、弁護士への相談を複数回にわたり実施するなど、非違行為の認定等、所掌の手續において、相当の期間を要することとなったものである。